

山梨県公報

第千五百八十一号

平成十七年

六月二十三日

木曜日

目次

告示

貸付金の元利償還金の徴収事務の委託	四五五
結核予防法に基づく指定医療機関の廃止	四五五
結核予防法に基づく医療機関の指定	四五五
保安林の指定の予定(五件)	四五五
土地改良区の定款の一部変更の認可(二件)	四五七
道路の供用開始	四五七
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	四五八
開発行為に関する工事の完了について	四五八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)	四五八
その他	四五九
山梨県議会議務局職員服務規程の一部を改正する訓令	四五九

告示

山梨県告示第三百四十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託した。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 委託の相手方
甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
- 二 委託に係る貸付金の元利償還金
山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金
- 三 委託の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第三百四十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
許山胃腸病院	甲府市中央一丁目十二番六号

山梨県告示第三百五十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
許山胃腸医院	甲府市中央一丁目十二番六号
有限会社赤岡綜合薬局小瀬店	甲府市小瀬町二十八番地一
富士薬剤センター塩山店	塩山市下於曾千百三十一番地十六
(株)ドラッグストアパワーズ都留店	都留市四日市場字小倉百三十番地

山梨県告示第三百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 保安林の所在場所
北杜市白州町大武川字前山五八一の一、五九八の二、六〇〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山五八一の一(次の図に示す部分に限る。)、五九八の二、六〇〇の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

韮崎市旭町上條南割字横沢平三四三〇、三四四〇の二、三四四一の一、三四四二の

一、三四四二の二、三四四六、三四五五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字横沢平三四四〇の二・三四四一の一・三四四二の一・三四四二の二(以上四

筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

北杜市大泉町西井出字石堂八二四〇の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字石堂八二四〇の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

韮崎市穂坂町三之蔵字蛇石沢四〇三七の一、四〇五五の二、四〇七二、四〇九二、

四〇九九、四一〇二、四一〇三の一、字日影平四一三一の三、四一三四の二、字上原四五二一の六、四五二二の二三、四五二九の一、四五三三の三、四五三四の三、四五三八の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蛇石沢四〇五五の二・四〇九九・四一〇二・四一〇三の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

甲斐市吉沢字芦ノ沢四七二八（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十七年六月十四日二ヶ堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第三百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十七年六月十四日白根土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年七月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三七号	南都留郡富士河口湖町大字河口 字日影一四四番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字河口 字日影一四三九番の一地先まで	一〇九・〇	平成十七年 六月二十三日

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により笛吹市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年七月二十三日まで縦覧に供する。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称 笛吹南マーケットタウン
 - 2 所在地 笛吹市境川町石橋字堰添五百七十五番一外
- 二 届出の内容及び公告日
 - 1 内容 新設
 - 2 公告日 平成十七年四月四日
- 三 意見の概要
 通学路の安全確保について

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡田富町今福字上河原九四三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲斐市竜王千七百七十九番地の一 メゾンテイトE 清水信弥・清水さゆり

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡昭和町西条字岡畑二六二七の一、二六二七の二、二六二七の三、二六二七の四、二六二七の五、二六二七の六、二六二七の七、二六二七の八、二六二七の九、

二六二七の一〇、二六二七の一、二六二七の二、二六二七の三及び二六二七の一四の区域
 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
ゴミ置場	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市徳行三丁目十一番十五号 田島学

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 甲斐市富竹新田字久保田二二六九の一、二二六九の二、二二六九の三、二二六九の四、二二六九の五、二二六九の六、二二六九の七、二二六九の八、二二六九の九及び二二六九の一〇の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
ゴミ置場	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市下石田二丁目十五番七号 株式会社デザイン 代表取締役 保坂貞仁

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事に及ぶ開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年六月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町西条字村前二七九の三、二二七九の四、二二七九の五、二二七九の六、二二七九の七、二二八〇の二、二二八二の一、二二八二の二、二二八二の三、二二八二の四、二二八二の五、二二八二の六、二二八二の七、二二八二の八、二二八二の九、二二八三の四、二二八三の五及び二二八三の六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
ゴミ置場	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市貢川本町四番十九号 大和ハウス工業株式会社 支配人 小根山文明

その他

山梨県議会訓令第二号

山梨県議会議事事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年六月二十三日

山梨県議会議長 辻 彌

山梨県議会議事事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県議会議事事務局職員服務規程（昭和四十三年山梨県議会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「規程」を「規定」に改め、「を經由して総務課」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第一項の規定にかかわらず、同項の願及び届に記載すべき事項を記載した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）

をもつて、当該願及び届に代えることができる。
第九条中「山梨県職員旅費支給規則（昭和三十三年山梨県規則第七号）の規定による旅行命令簿により」を削る。
第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

時間外勤務命令簿

平成 年 月分
所属

担当

職

氏名

日曜日	時間外勤務等の 予定時間 ----- 予定時間計	用務の具体的内容	リー ダー等 職氏名	時間外勤務等の 命令時間 ----- 命令時間計	命令者 職氏名	勤務区分					
						125 100	150 100	135 100	160 100	25 100	100
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分							
	自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分	通 臨 災		自 時 分 至 時 分 休憩 : ~ : 休憩 時間 分 ----- 時間 分							
注1: 時間外勤務等が長時間にわたる場合などに、途中で休憩を予定する又は休憩を与える場合は、休憩時間及び休憩時間数を記載し、予定時間計及び命令時間計には、休憩時間数を除いた時間数を記載すること。				区 分 計 時	別 外 間						
注2: 算出の基礎となる勤務時間は、勤務の区分ごとに合計を算出のうえ、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てた時間数によるものであること。				休 日 計 時	勤 務 間						

「法裁
第八号様式中「法裁」を 者職 に、「本人印又は代理願出人職氏名」を「本人又は
代理願出人職氏名」に改める。

第八号様式の二中「法 定」を 「法裁者 職氏名」 に改める。
第八号様式の二の次に次の二様式を加える。

第8号様式の3 (第16条の2関係)

介 護 休 暇 願 簿

(所属名) (職) (氏名)

決裁者職氏名	承認月日	願出年月日	要介護者氏名	休暇を受けようとする期間		本人又は代理願出人職氏名
				休暇を受けようとする日、期間	日・時間数	
合計						

第九号様式を次のように改める。

第9号様式（第16条の3関係）

無 給 休 暇 願 簿

(所属名) (職) (氏名)

決裁者職 氏名	承認月日	願出年月 日	休暇の種類	休暇の具体的 な内容	休暇を受けようとする期間		本人又は代 理願出人職 氏名
					休暇を受けようとする日、期間	日・時間数	
合計							

第十号様式中「決 裁」を 「決裁者 職氏名」 に 「本人印又は代理 願出人職氏名印」 を 「本人 出 又は代理 職氏名」 とする。

第十一号様式中「決 裁」を 「決裁者 職氏名」 に 「本人印又は代理届出 願 人又は代理 職氏名」 とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。